

「宮古盛岡横断道路による内陸からの誘客促進実証業務企画提案審査要領

この企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）は、岩手県沿岸広域振興局（以下、「県」という。）が実施する「宮古盛岡横断道路による内陸からの誘客促進実証業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するために行う、企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものです。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査は、本業務の企画審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行うものとします。
- (2) 審査委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき審査を行うものとします。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び審査委員会でのプレゼンテーションに基づいて行います。
- (2) 審査委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3位まで順位点（1位=5点、2位=3点、3位=1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位を付けて県に報告するものとします。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ総合順位を決定するものとします。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価します。
- (4) 審査委員会は、提案内容の詳細の再確認を要すると認められる場合などにより、本業務の企画コンペ実施要領4(2)アに定める審査委員会の開催日において、順位の決定又は(3)に定める評価の決定に至らなかった場合においては、後日、再審査のうえ順位等を決定するものとします。この場合、持ち回りによって審査、決定することもできるものとします。
- (5) 審査委員会は、順位にかかわらず、いずれの企画提案も本業務を実施するにふさわしくないと認められる場合には、その旨の評価を付して県に報告するものとします。
- (6) 審査委員会は、順位等を決定するにあたり、本業務等の執行に関する意見を付すことができるものとします。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知します。

4 審査項目、審査の観点及び配点

別紙のとおり。

【別紙】

審査項目、審査の観点及び配点

審査項目	審査観点	配点
1 全体		【20】
企画提案の内容全体に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を踏まえた内容（テーマ、行程等）となっているか。 ・予算の範囲内で、効果的、効率的な内容となっているか。 ・三陸地域への旅行の動向分析を踏まえているか。 ・実施スケジュールが無理のないものであるか。 	20
2 必須事項に関する企画		【55】
(1) 商品素材の収集、整備、開発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源が新たに発掘又は磨かれたうえで選定されているか。 ・地域の団体・事業者等との調整が図られているか。 	10
(2) インフルエンサー等が参加するFAMツアーハーの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・従来商品がない先導的な内容となっているか。 ・県が提供した「観光素材・体験資源一覧表（資料4）」に記載のコンテンツのほか、三陸地域の特色ある食や体験型コンテンツが効果的に盛り込まれているか。 ・感染症対策を実施している施設等を選定しているか。 ・対象エリアは三陸地域がバランス良く含まれているか。 	25
(3) 三陸地域の知名度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な参加者や宣伝媒体による情報発信が企画されているか。 	20
3 業務遂行能力		【25】
(1) 業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を確実に履行できる組織体制（アンケート実施、権利関係の処理、関係機関との調整を含む）が確保されているか。 ・本業務に類似する業務実績は良好であるか。 	15
(2) 積算内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・積算単価や数量は妥当なものであるか。 ・提案内容との整合性があるか。 	10